

2025 年 8 月 14 日

経済法令研究会

『銀行業務検定試験 年金アドバイザー 3 級問題解説集 2025 年 10 月受験用』

誤りのお詫びと訂正のお願い

標記書籍におきまして、内容の一部に誤りがございました。誠に申し訳ございません。
お詫び申し上げますとともに、下記のように訂正してご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

◆48 頁〔問－35〕

選択肢の中に正解はありませんでした。

正しい年金額は「1,317,847 円」です。

◆49 頁下から 3 行目から 2 行目

(誤) 総報酬制実施後の被保険者期間の月数は平成 15 年 4 月～令和 7 年 5 月の 266 ヲ月 となる。

(正) 総報酬制実施後の被保険者期間の月数は平成 15 年 4 月～令和 6 年 5 月の 254 ヲ月 となる。

◆50 頁 1 行目から 2 行目

(誤) $375,000 \text{ 円} \times \frac{7.125}{1,000} \times 240 \text{ ヲ月} + 486,000 \text{ 円} \times \frac{5.481}{1,000} \times \underline{266 \text{ ヲ月}} \div \underline{1,349,812 \text{ 円}}$

(正) $375,000 \text{ 円} \times \frac{7.125}{1,000} \times 240 \text{ ヲ月} + 486,000 \text{ 円} \times \frac{5.481}{1,000} \times \underline{254 \text{ ヲ月}} \div \underline{1,317,847 \text{ 円}}$

◆54 頁 8 行目から 12 行目

(誤) 基本給付金の月額は、賃金は 58.0% ($290,000 \text{ 円} \div 500,000 \text{ 円} < 61\%$) に低下するので、 $290,000 \text{ 円} \times 15\% = 43,500 \text{ 円}$ となる。

標準報酬月額は 60 歳到達時の賃金に比べて 60% ($300,000 \text{ 円} \div 500,000 \text{ 円} < 61\%$) に低下するので、在職老齢年金による支給停止に加えてさらに 6 %相当額 (18,000 円) が支給停止される。

(正) 基本給付金の月額は、賃金は 58.6% ($290,000 \text{ 円} \div 494,700 \text{ 円 (上限額)} < 61\%$) に低下するので、 $290,000 \text{ 円} \times 15\% = 43,500 \text{ 円}$ となる。

標準報酬月額は 60 歳到達時の賃金に比べて 60.6% ($300,000 \text{ 円} \div 494,700 \text{ 円 (上限額)} < 61\%$) に低下するので、在職老齢年金による支給停止に加えてさらに 6 %相当額 (18,000 円) が支給停止される。

以上